

都市計画ほしみ駅北口地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	ほしみ駅北口地区地区計画	
位 置	札幌市手稲区手稲星置の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	0.7ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部より北西へ約15km、小樽市との市域界に位置し、JR函館本線ほしみ駅北口に隣接する地区である。</p> <p>本計画では、駅周辺地区にふさわしい商業業務機能の充実を図るとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
発 区 及 域 び 保 整 全 備 に ・ 開 関	土地利 用 の 方 針	ほしみ駅北側に隣接する地区として、商業業務施設の立地を促進するとともに、小樽市の工業専用地域に隣接する地区であることから、住居系施設及び長期滞在型施設の立地を制限する地区とする。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、商業業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。

2 地区整備計画

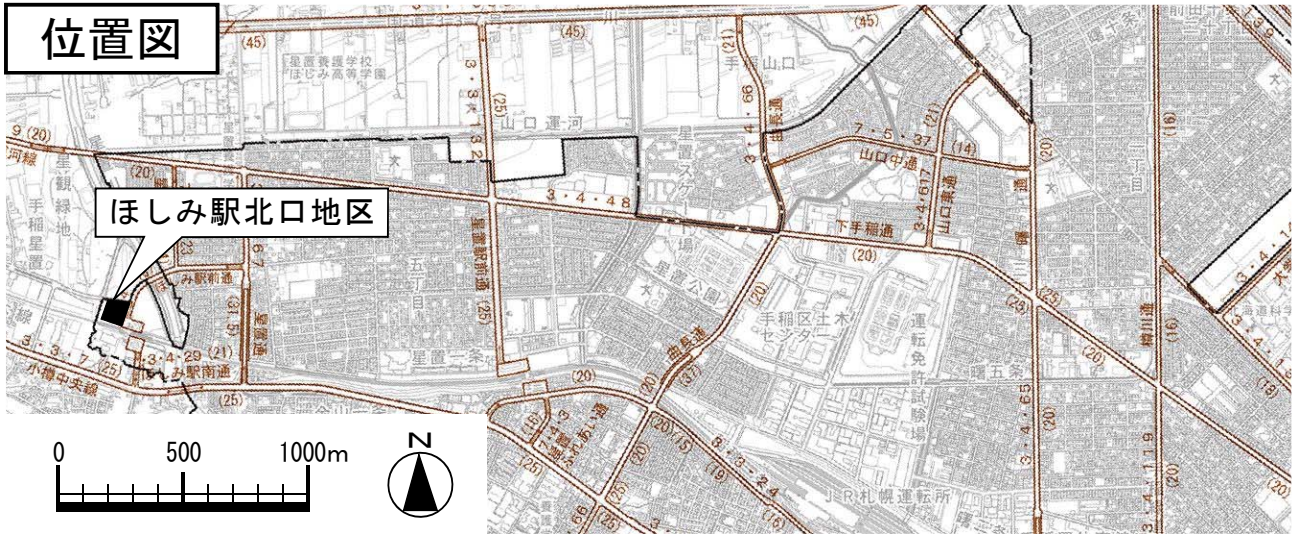
名 称	ほしみ駅北口地区		
区 域	計画図表示のとおり		
面 積	0.7ha		
建 築 物 等 に 関 する 事 項	地区の 区分	名 称	商 業 業 務 地 区
		面 積	0.7ha
	建築物等の用途 の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（兼用住宅を含む。）</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 介護老人保健施設</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設を除く。）</p>	
備 考	用語の定義については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

理 由

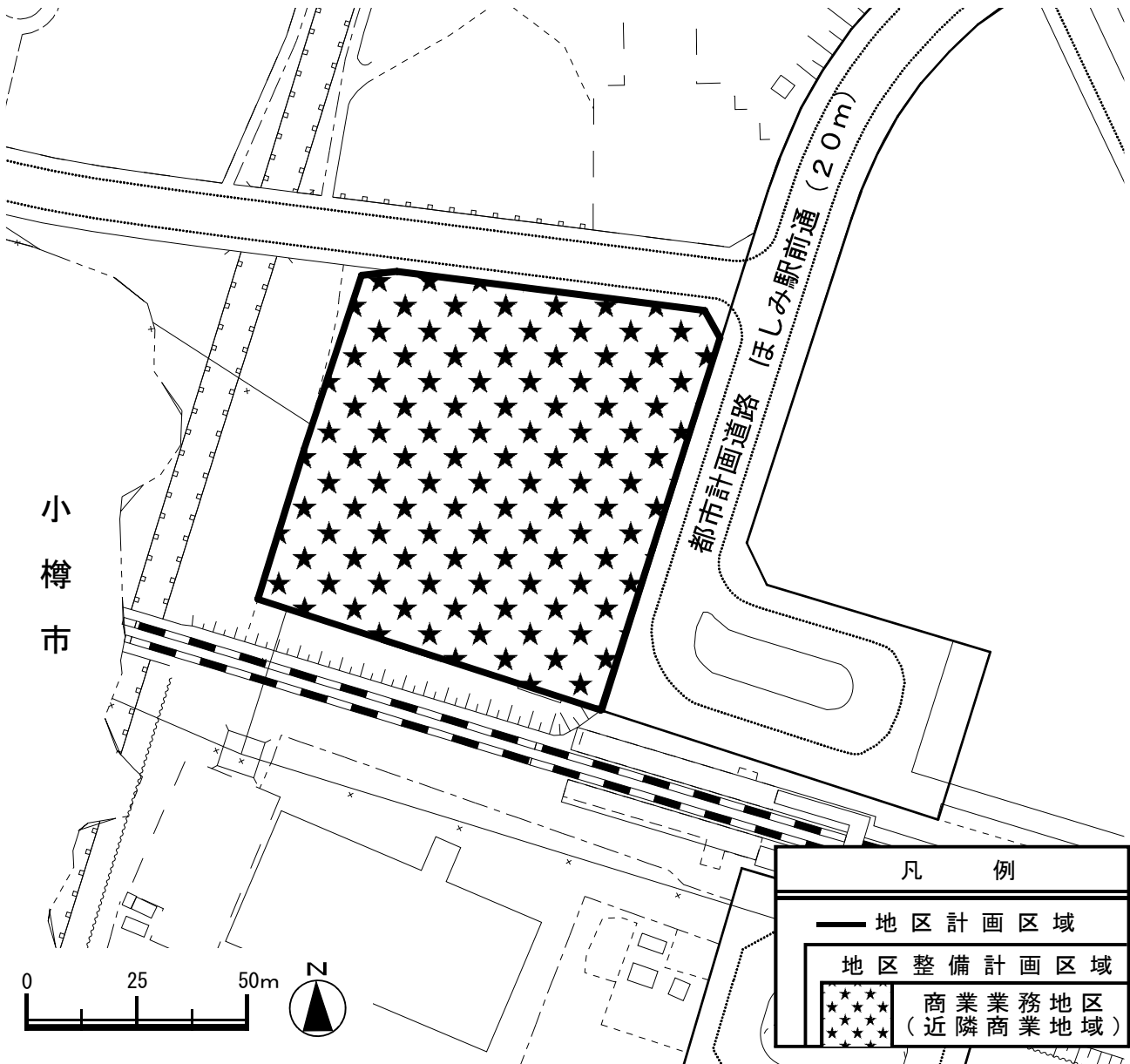
地区整備計画に定める建築物等の用途の制限等に関する各種法律の改正等に伴い、所要の規定整理を行うため、地区計画を変更するものである。

札幌圏都市計画 ほしみ駅北口地区 地区計画

位置図



計画図



凡 例

— 地区計画区域

— 地区整備計画区域

★ ★ ★ ★ 商業業務地区
(近隣商業地域)

変更説明書（新旧対照表）

札幌圏都市計画ほしみ駅北口地区地区計画

変更内容

地区整備計画に定める建築物等の用途の制限等に関する各種法律の改正等に伴い、所要の規定整理を行うため、地区計画を変更するものである。

1 地区計画の方針

事項		計画内容	
		新	旧
す び 保 全 に 関 する 方 針	区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 関	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、商業業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、商業業務機能の増進が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。	

2 地区整備計画

事項		計画内容	
		新	旧
建 築 物 等 に 関 する 事 項	地区の区分	商業業務地区	商業業務地区
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 介護老人保健施設</p> <p>(4) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設を除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第7第22項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p>(4) 老人ホーム、<u>身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム</u>その他これらに類するもの（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設を除く。）</p>